徳島県

高齢者介護分野における ヤングケアラー支援マニュアル

目 次

第	1	章 ヤン	グケ	アラ	-	の概	念·	•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	本アニ	・ュア	ルに	こおり	ナる	Г	?ン?	グケ	ア	ラー	-]	の打	足え	方	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
		(1)	ヤン	グク	ア	ラー	とに	ţ•		•	•		•		•				•	•	•	•	•	•		•	1
		(2)	ヤン	グケ	ア	ラー	と関	関係の	の深	Ę٧٦	<u>ر</u> ک	ども	の材	霍利	١.	•			•		•	•		•	•	•	2
		(3)	家庭	内て	うの名	殳割	がこ	٠ ٢٠	もに	£ \$	たり	うす	影響	擊•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	実態調	査か	らみ	ょる	「ヤ	ンク	ブケ	アラ	; <u> </u>] (の姿	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4
	3	現況の	取り	組み	x ([国、	徳島	島県)	•		•			•	•	• •		•		•	•	•		•	•		6
第	2	章 ヤン	グケ	アラ	, — (の支	援力	分針		•	•		•		•				•	•		•	•	•		•	7
	1	ヤング	゙ ケア	ラー	-本/	人へ	の支	支援		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•		•	7
	2	他機関	と連	携し	て行	亍う	支援	受の?	あり	方			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	7
第	3	章 連携	支援	のオ	ポイ :	ント	と流	たれ		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•		•	8
	1	ヤング	゙ ケア	ラー	-支持	爰の	流衤	ι•		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	8
	2	ヤング	゙ ケア	ラー	- の タ	発見	(支	友援(の入	、り	口)	•		•	•	• (•	•		•	•		•	•	1	0
	3	相談窓	日の	明確	化			•		•	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1	1
	4	本人や	·家族	の意	意思研	雀認		•		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•			1	2
	5	リスク	アセ	スメ	ン	١.	多榜	幾関流	連携	まの	必	要性	の 🖁	判断	í•	•	•		•		•	•	•	•		1	4
	6	連携し	て行	う支	援	が必	要と	こなっ	る場	 合																1	7

7 連絡先の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
8 責任を持つ機関・部署の明確化・・・・・・・・・・・・・・・2 0
9 課題の共有・支援計画の検討(ケース会議等)・・・・・・・・・22
10 見守り・モニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・23
付録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第1章 ヤングケアラーの概念

1 本アニュアルにおける「ヤングケアラー」の捉え方

(1) ヤングケアラーとは

ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、こども家庭庁では、「本来大人が 担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」とさ れています。

こどもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に 行われてきたことであり、こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いはこど もの思いやりや責任感を育むなどの良い面もあります。

一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くとこども自身の心身の健康が保持・増進されない、社会性発達の制限、学習面や進学、 就労への影響が出ることがあると報告されています。

また、ヤングケアラーが 18 歳となった以降も、ケアが続く場合があります。支援が切れることがないよう、点ではなく線で、若者ケアラーまで切れ目のない支援を行い、将来の可能性を広げる(狭めない)ことが重要です。

【図表1 ヤングケアラーが行っていることの一例】



障がいや病気のある家族 に代わり、質い物・料理・掃 除・洗濯などの家事をして いる。



家族に代わり、幼いきょう だいの世話をしている。



摩がいや病気のあるきょう だいの世話や見守りをして いる。



目の難せない家族の見守り や声かけなどの気づかいを している。



日本語が第一言語でない 家族や障がいのある家族 のために通訳をしている。



家計を支えるために労働を して、障がいや病気のある 家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブ ル問題を抱える家族に対応 している。



がん・難病・精神疾患など慢 性的な病気の家族の看病を している。



障がいや病気のある家族 の身の回りの世話をして いる。



障がいや病気のある家族 の入浴やトイレの介助を している。

(こども家庭庁 ホームページより)

上記はあくまでも一例であり、そのほかにも直接的な介護や見守り及び家事だけでなく、不安を訴える家族の話を聞いたり、落ち着かせたりする感情面でのサポートもケアの一種です。

(2) ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利

こどもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれても「おなじ」です。それを「こどもの権利」と呼びます。世界中すべてのこどもに生まれながらに「こどもの権利」があり、だれもそれをうばいとることはできません。こどもがどんな権利をもっているのかを定めたのが「子どもの権利条約」です。子どもの権利条約では様々なこどもの権利が定められており、その中でもヤング

ケアラーと関係が深いものとしては、教育を受ける権利や休み・遊ぶ権利をはじめとして、意見を表す権利、健康・医療への権利、社会保障を受ける権利、生活水準の確保などが挙げられます。

こどもが家族の手伝いをする、家族のケアの一部を担うことすべてが問題だということではありません。しかし、家族の手伝いやケアをすることによって、こどもとして守られるべき権利が侵害されていたり、ほかの誰にも相談することができずに悩んでしまっていたりする場合には、少しでも早く介入を検討していく必要があることを、こどもに関わる全てのみなさんが、正しく理解・認識することが重要です。

(3) 家庭内での役割がこどもにもたらす影響

こどもが果たす家庭内役割(家族のケア、お手伝いの範囲や程度)は、時代、文化、 地域などによって異なります。こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは こどもの思いやりや責任感などを育みます。

一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、こども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくることがあると報告されています。ここでいう過度な負担とは、実質的なケア時間などの量的な負担だけでなく、本来大人が果たすべき責任や精神的な苦しさを伴うケアなどの質的な負担も含まれます。

過度に家族のケアを担うことで、勉強に取り組むことやこどもらしい情緒的な関わり

ができず、年齢相応に自身の将来のことを考えることができなくなってしまう可能性が あります。

家族の期待に過剰に適応するあまりに、家族に負担をかけてはいけないと自分の希望 を言えなくなったり、進学を諦めてしまったりすることも考えられますし、家族のケア が長期化することで自立が遅くなったり、できなくなってしまう可能性もあります。

2 実態調査からみる「ヤングケアラー」の姿

ヤングケアラーは表面化しにくい構造から、支援の検討に当たってもまずはその実態を把握することが重要です。厚生労働省及び徳島県では、令和2年度及び令和3年度にこども本人を対象とした実態調査が、また、徳島県において令和4年度に地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を対象とした「介護現場におけるヤングケアラー実態調査」が実施されました。

【図表2 こどもに対する国及び県の実態調査概要】

調査内容	国調査結果	県調査結果
調査年度	令和2年度及び令和3年度	令和4年度
調査対象者	小学6年生・中学2年生・高校2年生・	公立小学校 6 年生から県立高等学校
	大学3年生	(全日制) 3年生まで
世話をしている	中学生2年生の 5.7%、全日制高校2年	小学生の 6.2%、中学生の 2.8%、高校生
家族の有無	生は 4.1%、定時制高校2年生相当は	O 2.3%
	8.5%、通信制高校生では 11.0%であっ	
	た。	
世話を必要とし	中学生、高校生ともに、「きょうだい」が	いずれも「きょうだい」が最も多い。
ている家族	一番多く、続いて「両親」、「祖父母」の	
	順であった。	

一緒に世話をし	自分のみでケアを行っている割合が中	いずれも「母親」が最も多く、続いて「父
ている人	学生2年生の 9.1%、全日制高校2年生	親」、「きょうだい」の順であった。
	は 11.4%、定時制高校2年生相当は	
	19.4%、通信制高校生では 14.3%であっ	
	た。	
世話をしている	中学生、高校生ともに、「ほぼ毎日」が一	いずれも「ほぼ毎日」が最も多い。
頻度	番多く、続いて「週に3~5日」、「週に	
	1~2 日」の順であった。	
やりたいができ	中学生、高校生ともに、「特にない」が一	いずれも「特にない」が最も多く、続い
ていないこと	番多く、続いて「自分の時間がとれな	て「自分の時間がとれない」であった。
	い」、「宿題や勉強」であった。	
相談した経験	相談したことがない割合が、中学生2年	相談したことがない割合はいずれも7
	生の 67.7%、全日制高校2年生は	割以上であった。
	64.2%、定時制高校2年生相当は	
	51.6%、通信制高校生では 63.3%であっ	
	た。	
世話についての	中学生、高校生ともに、「家族」が一番多	いずれも「家族」が最も多く、続いて「友
相談相手	く、続いて「友人」、「学校の先生」の順	人」、「学校の先生」の順であった。
	であった。	
学校や大人に助	中学生、高校生ともに、「特にない」が一	いずれも「特にない」が最も多く、続い
けてほしいこと	番多く、続いて「勉強のサポート」、「自	て小・中学生では「自分のことについて
	由に使える時間がほしい」であった	話を聞いてほしい」、高校生では「自由に
		使える時間がほしい」、「将来の相談に乗
		ってほしい」であった。

参考: 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和 3 年 3 月) 徳島県ヤングケアラーに関する実態調査結果報告書(令和 5 年 2 月)

【図表3 介護支援専門員等に対する県の実態調査概要】

調査内容	主な調査結果
ヤングケアラーとい	「言葉は知っているが業務を通じて特別な対応をしてい
う概念の認識	ない」が 68.5%と突出して多い結果であった。
直近1年間でヤング	「いなかった」が 92.7%、「わからない」が 4.1%、「いた」
ケアラーと思われる	が 2.7%であった。
子どもがいたか	

ヤングケアラーの年	「小学生」が3名、「中学生」、「高校生」、「社会人」が2名
代	ずつであった。
世話をしている頻度	「ほぼ毎日」が8名、「時々」が1名であった。
関係機関につないだ	「つないだ」が8名、「つながなかった」が1名であった。
かどうか	

徳島県 「介護現場におけるヤングケアラー実態調査」(令和5年3月)

3 現況の取り組み(国、徳島県)

国においては、福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーに早期に気付き適切な支援につなげるため、1.早期発見・把握、2.支援策の推進、3.社会的認知度の向上を取り組むべき施策としています。

令和4年度からは各地方自治体にて実態調査・支援体制の構築が求められています。 徳島県では、令和4年度に公立小学校(6年)、公立中学校(全学年)、県立高校(全日制・全学年)を対象とした実態調査ならびに高齢介護分野及び障がい福祉分野における 実態調査を実施し、令和5年度には「ヤングケアラー」を早期発見・把握し、適切な支援に繋げるため、ヤングケアラー支援について検討及び協力を求めるため、実務者レベルによる「徳島県ヤングケアラー支援連絡会議」を設置しました。

第2章 ヤングケアラーの支援方針

1 ヤングケアラー本人への支援

ヤングケアラー本人の置かれている状況は様々です。また、調査結果からもわかるように本人に「特に困っていない」と感じていたり、「ヤングケアラー」の自覚がない状態では、本人からサポートを求めてくることは難しい場合もあります。

この特徴をふまえ、関係機関が協力し、本人とその家族の意思を尊重しながら本人にとっての選択肢を増やしていくことが必要です。話を聞いてもらう機会や、そもそも話を聞いてもらえるという発想自体をあまり持ち合わせていない可能性も考えながら、本人のことを気にかけ、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聞く等して本人を支えることが大事になります。

2 他機関と連携して行う支援のあり方

「ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならない」と考える必要はありません。各機関や担当者がそれぞれの所掌範囲から、それぞれの立場の中でできることは何かを考えてみることが大切であり、既にある支援の組み合わせが求められるからこそ、複数の関連機関による連携が重要となってきます。

様々な分野で多様な相談窓口を設置する自治体が増えてきていることから、ヤングケアラーはどの機関でも把握する可能性があります。したがって、各機関・部署において、

今まで取り組んできた支援ケースの中にヤングケアラーがいるかもしれないと捉える

ことが大切です。以下に、他機関と連携する際の連携支援10か条を示します。

【図表4 連携支援10か条】

- ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとする ことはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解す ること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利 用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるよう状況確認 が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関) が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、 あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを 忘れずに本人や家族を気にかけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」(令和 4 年 3 月)

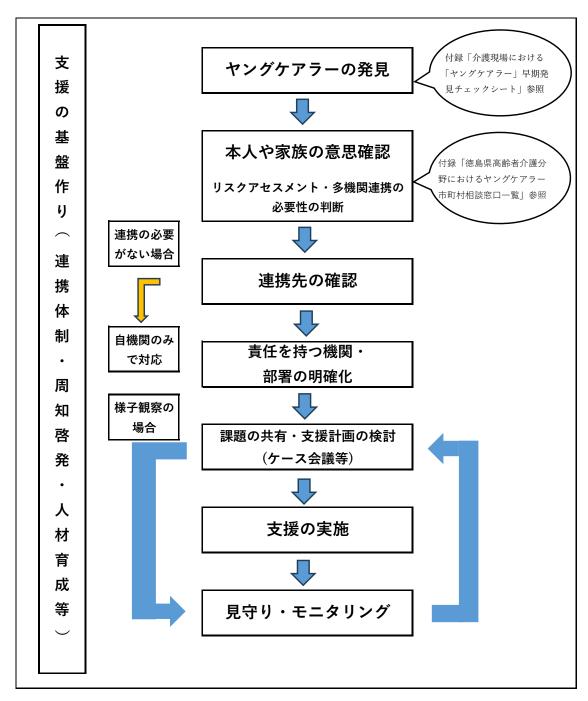
第3章 連携支援のポイントと流れ

1 ヤングケアラー支援の流れ

ヤングケアラー支援の一般的な流れとして、下記のような経過をたどることが考えら

れます。ここからは、このフローに沿って支援のポイントを示していきます。

【図表5 ヤングケアラー支援フローチャート】



参考:有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」(令和4年3月)

ヤングケアラーであるこどもは、自らがおかれている状況が周囲のこどもと異なる ことや進路のことについて悩んだり、ケア対象者である家族の状況の変化などによっ て、自身の中で葛藤が生じることもあるかもしれません。ヤングケアラーであるこどもや家族の状況・環境に変化が生じた際は、このフローをあらためて見ていただき、必要な情報を確認するようにしてください。ただし、状況によってはこのフローチャート通りの対応が適切ではないことも考えられます。その場合は、関係機関の担当者と密に連携をとりながら、状況に応じた支援を行うようにしてください。

2 ヤングケアラーの発見(支援の入り口)

国の調査では、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学 2 年生で約 17 人に 1 人に 1

身近な課題である一方で、ヤングケアラーは家庭内の問題であり、家族以外の人や機関が介入しづらく、また、こども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということを認識していない、といった理由により、必要な支援につながっていないケースもあります。そのためどのようにしてヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援につなげていけるかが重要です。

ヤングケアラーの存在に気づくためにまず必要なことは、様々な機関・部署の担当者が、「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたることです。以下に、ヤングケアラー発見のヒントを示しますので参考にしてください。

【図表6 ヤングケアラー発見のヒント】

分野	きっかけの例
	・家族の介護・介助をしている姿を見かけ
	ることがある
	・日常の家事をしている姿を見かけること
高齢者介護	がある
(居宅介護支援事業所、地域包括	・訪問時や送迎時に子どもがいつも家にい
支援センター、介護事業所、自宅等)	る
	・訪問時に室内が片付いていないことが多
	V
	・訪問時に本人以外に子どもしかいない
	・利用料金等の支払が滞りがち
	・子どもだけでスーパーで買い物している
	のをよく見かける
地域	・子ども食堂での様子が気にかかる
	・自治会等の集まりに子どもだけで参加し
	ている
	・子どもが親の通訳をしている
その他	・家賃などの支払が滞りがち
	・ゴミ屋敷化している

参考:有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」(令和4年3月)

3 相談窓口の明確化

ヤングケアラーである本人やその家族が相談しやすくなるために、本人や保護者と 普段から接点のある担当者が、何かあれば相談に乗るということを日頃から伝えてお き、相談できる窓口を明確にしておくことが大切です。

必ずしも物理的な相談窓口である必要はなく、こどもや家族が相談しやすいように、顔を合わせずに相談できる SNS やメールなどの方法も有効です。

ヤングケアラーがおかれている状況が様々であるように、最適な相談窓口の在り方も様々です。連携して支援を行う機関や地域関係者に対しても相談窓口を明確にしておくことが、円滑な支援につながります。

ヤングケアラーやその家族は複合的な課題に直面している場合もあり、一つの分野における相談窓口で対応することが難しいと感じるケースもあると思います。そのため、相談を受け、自分たちの支援機関で対応しきれない場合には、必要に応じて関係機関と連携を取りながら支援を行っていく意識・姿勢が重要です。特に自治体は各支援機関からの相談を受ける機会が多い立場であるため、自治体内におけるヤングケアラー相談窓口の明確化は強く望まれているといえます。徳島県内における高齢者介護分野の市町村相談窓口一覧を付録に記載します。

4 本人や家族の意思確認

ヤングケアラーと思われるこどもを発見した場合、本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。

本人や家族の意思を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が 進められてしまうといった「行き違い」や「置き去り感」を防ぐことになります。こ れはヤングケアラー本人や家族との信頼関係を構築していく上でもとても大切なこと です。例えば、ヤングケアラーと思われるこどもは「どうしたらいいかわからない」
「助けてほしい」と思っていても、家族(保護者)としては家族の置かれている状況
を人に言いたくないという場合があるなど、本人と家族の希望が異なることもあるか
もしれません。その場合においても、家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーで
あるこどもを中心とした支援はどのようなものかを検討することが大切です。ただ
し、高齢者介護分野の担当者が家族内の問題や、ヤングケアラー支援という、高齢者
介護以外のことに関わることに対して強い拒否がある場合も当然想定されます。その
場合は、高齢者介護分野の担当者だけで対応しようとせず、教育機関や児童福祉機関
の担当者などと連携を図りながら、慎重な対応を行うことが重要です。

なお、本人や家族の意思確認は、最初の段階に一度だけ行うというものではありません。支援を続けていく中で、必要に応じて繰り返し行い、本人や家族の状況や意思を確認することが大切です。高齢者介護分野の担当者や介護支援専門員等は、アセスメントやモニタリングなどで定期的に自宅に訪問する機会があります。その都度、ヤングケアラー本人や家族とコミュニケーションをとることにより、意思確認をしやすい信頼関係を構築することも可能です。状況に応じた対応をとるように心がけましょう。

5 リスクアセスメント・多機関連携の必要性の判断

ヤングケアラーと思われるこどもを発見した後は、緊急性があるかどうかの判断が必要です。こども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどを確認し、そのリスクがあれば速やかに児童相談所、自治体に連絡を取りましょう。高齢者介護分野の担当者だけで判断できない場合は、教育機関や児童福祉機関の担当者に情報提供を行い、判断を仰ぐことも可能です。その結果、児童相談所による一時保護、自治体による緊急の福祉サービス導入、入院などの対応が検討される場合もあります。その場合は、高齢者介護分野の担当者は介護を受けている高齢者等のサービス調整や、緊急入所を検討するなどの対応が必要となる場合がありますので、自治体や関係機関と連携しながら適切な対応をとるようにしましょう。(参照:付録「徳島県高齢者介護分野におけるヤングケアラー市町村相談窓口一覧」)

リスクアセスメントを行い、ヤングケアラー本人や家族に、緊急で介入する必要がないことが分かったとしても、必要に応じて様々な機関と連携しながら、初期介入をすることになります。

なお、緊急での介入が不要と判断された場合であっても、児童虐待や高齢者虐待の ケースのように、状況の変化によっては、緊急での介入が必要になる可能性があるこ とには留意が必要です。そのときは速やかに関係機関に連絡し、適切な対応をとるよ

【図表7 初期介入時に意識するポイント】

▶ !	図表 / 初期介入時に息識するホイント】
ポイント	解説
	・日頃から子どもと接する時間が長い程、変化に気づきやす
ヤングケアラーを発見・	い。その点、学校はヤングケアラーを発見しやすい立場に
把握した機関が初期介入	あり、ヤングケアラー本人にとっても、日頃から接してい
を行う	る学校の先生の方が話しやすい場合が多い。
	・学校に限らずとも、まずはヤングケアラーを発見・把握し
	た機関が本人や家族から話を聞くのが望ましい。
支援に必要なアセスメン	・ヤングケアラーや家族などが行うケア内容や時間を把握
トを行う	し、必要なケアの全体像とヤングケアラーが担っている部
	分を整理する。
	・ヤングケアラーの生活状況を把握する他、平日と休日のス
	ケジュールも大まかに把握する。
	・ヤングケアラーの身体的、精神的健康状態を把握する。
	・教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利など子どもの権利が守
	られているかを把握する。
	・上記の情報などを踏まえ、支援の必要性について検討す
	る。
	・ヤングケアラーがケアをする対象者やケアの内容は様々。
ヤングケアラー本人のみ	ヤングケアラー本人の支援をしたとしても、ヤングケアラ
ならず、家庭全体へのア	ーのケアの負担自体が軽くなるわけではないため、ヤング
プローチが必要だと理解	ケアラーが直面する課題に対しては、ケア対象者を含む家
する	族全体へのアプローチが必要。
	・ヤングケアラー本人や家族から家庭の状況について多くの
	情報を聞くことは、過度な負担を強いることにもつながり
	かねない。状況把握を急ぐあまりヤングケアラー本人や家
	族の意思を尊重できず、支援者との関係性がこじれてしま
	わないよう留意する。
伴走支援の視点を持つ	・ヤングケアラーやその家族が家庭の状況を知られることを
	望まない場合もある。焦らず、意思決定のサポートをしな
	がら、本人や家族に寄り添い続けていく中で話が聞ける場
	合もある。
	・家庭の状況は複雑であり、簡単に解決できるものではない

	ため、単にサービスを提供するだけではなく、ヤングケア
	ラー本人や家族に寄り添い、長期的な関わりが必要。
	・家庭の状況を周囲に知られたくない場合が少なくない。学
	校のクラスメイト等、本人以外の第三者に知られないよう
プライバシーへの	に話す等、プライバシーに十分な配慮が必要。
配慮	・本人の意思を確認することなく、本人からの相談内容を家
	族に伝えることは原則的にしない。本人との関係性が崩れ
	るだけでなく、本人と家族の関係性が悪化する危険性もあ
	る。
	・ヤングケアラーの家庭の状況・情報を、他の関係機関・専
	門職に共有することについて同意を得ること。
	・ヤングケアラー本人である子どもに同意を取ることは大事
	な視点。子どもということから判断能力が欠けていること
	もあるかもしれないが、子どもも意思決定権を持ってい
	る。
個人情報の共有に関する	・ヤングケアラー本人である子どもの同意を得た後、保護者
同意	の同意を得ることが望ましい。子どもの同意が得られない
	場合は、緊急性等から総合的に判断して対応を検討する。
	・個人情報の共有に関する合意が必要でも、簡単ではないケ
	ースが多い。子どもやその家族がヤングケアラーであると
	自覚すること、あるいはヤングケアラーであることの課題
	が認識されることが、情報共有に関する合意を得る上で不
	可欠。
	・家庭の課題を解決する中心にいるのは、支援者ではなくヤ
	ングケアラー本人及びその家族。ヤングケアラー本人が何
	を望んでいるのか、気持ちに寄り添うところから始めてみ
	る。

有限責任監査法人トーマッ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」(令和 4 年 3 月)

6 連携して行う支援が必要となる場合

必ずしもすべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーのおかれている状況は、高齢者介護分野の支援だけでは解決しにくい問題、例えば、経済的困窮や精神疾患など、様々な課題が複合的に絡みあっている場合が多く、関係各所が連携して組織横断的に取り組むことが必要となってくるケースが想定されます。

また、ヤングケアラー本人やその家族に対して、これまで接してきた教育機関や児 童福祉分野とは異なる立場から話をすることで、必要な支援につながるきっかけがで きる場合もあります。

高齢者介護分野で解決できるか否かの判断に迷う場合は、そのままにせず、状況が深刻化する前の段階で、関係機関に対して連携して支援を行う必要性や可能性について、相談してみてください。(参照:付録「徳島県高齢者介護分野におけるヤングケアラー市町村相談窓口一覧」)

7 連絡先の確認

ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行うためには、高齢者介護分野だけでなく、分野の垣根を超えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。これは高齢者介護分野における、医療介護連

携や、障害福祉分野との連携とよく似ています。しかし、ヤングケアラー支援においては、教育機関や児童福祉分野など、介護事業所や介護支援専門員等が、日常的に連絡を取る機会がない他分野の機関とも連携が必要になることがあるため、連携する可能性がある機関にはどのようなところがあり、それぞれの機関の役割としてできること、できないことをある程度把握しておくことが望ましいといえます。また、逆に、教育機関や児童福祉分野の担当者に対しても、高齢者介護分野が高齢者や高齢者がいる世帯に対して、どのような役割を担っているのかを理解してもらえるような取り組みを日頃から行っておくことも重要です。

【図表8 ヤングケアラー支援における主な関係機関の機能及び役割例】

分野	機関名	機能及び役割例
		・要保護児童対策地域協議会は要保護児童
		等に関し、関係者間で情報交換と支援の
		協議を行う機関。
	要保護児童対策地域協議会	・構成機関に対して守秘義務を課すととも
		に、要保護児童等に関する情報の交換や
		支援内容の協議を行うために必要がある
		と認めるときは、関係機関等に対して資
		料又は情報の提供、意見の開陳その他必
		要な協力を求めることができる。
		・住民に身近な市区町村において、子ども
		に関する様々な問題について、家庭その
	市区町村の児童福祉部門や	他からの相談に応じ、個々の子どもや家
児童福祉	家庭児童相談室(要保護児童	庭に最も効果的な援助を行う。
	対策地域協議会を除く)	・関係機関とともに家庭訪問等を行い、状
		況を把握することや、行政が提供する福
		祉サービスにつなげる等の役割を担う。
		・児童福祉法に基づいて設置される行政機

	児童相談所	関であり、原則 18 歳未満の子どもに関する相談について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々等、広く受け付けている。 ・関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、家庭への指導、また必要に応じて一時保護、児童養護施設への入所等の措置をとる。
	児童家庭支援センター	・児童福祉法に基づいた子どもと家庭の専門相談機関。 ・心理療法等も行う。 ・18 歳までのすべての子どもと、子どもがいる家庭の支援を目的に、児童相談所よりも身近な相談窓口として、児童福祉施設に併設する形で全国に設置された機関。
	市区町村の教育委員会	・都道府県及び市区町村等におかれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を行う。・学校等から得られた情報を他機関につなぐことや、関係機関とともにケース会議等を行う。
教育	ヤングケアラーと思われる 子どもやそのきょうだいの 通う学校	・一定の教育目的に従い、教師が児童・生徒に計画的・組織的に教育を施す機関。 ・学校ではヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいと日常的に接する機会があり、見守りの他、外部の関係機関との情報共有等を行い、関係機関と連携して支援につなげた事例あり。 ・学校には教員や養護教諭の他、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが配置されている場合があり、ヤングケアラー支援においても重要な役割を担う。

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」(令和 4 年 3 月)

8 責任を持つ機関・部署の明確化

高齢者介護分野の担当者がヤングケアラーを発見し、他機関・部署と連携した支援が必要であると判断したにも関わらず、相談先の機関がそれを課題であると捉えなければ、一体的な連携支援を行うことは難しいといえます。スムーズな連携支援を行うためには、関係機関・部署の間でヤングケアラーに関する共通理解が得られていることが重要であると考えます。

ヤングケアラーは法律などで定められた判断基準や明確な定義が設けられていないことから、「ヤングケアラーとはどのような状態にあるこどもを指すのか」という点において、関係機関ごとに異なる解釈を持っていることも考えられます。特に高齢者介護分野の担当者は、日頃からこどもに接する機会が少なく、専門的な知識も乏しいことから「ヤングケアラーであるかどうか」の判断が難しい場合が想定されます。また、共通の課題を認識することができたとしても、支援の目的や方針が不揃いであると、一貫した支援の提供が難しくなります。これは、高齢者介護分野においても各サービス事業所や支援者の介護や支援の方向性や考え方の違いによって、適切な介護が行えないことに似ています。そのため、支援の方向性に差異が生じないように、関係機関同士で顔を合わせて協議をし、共通理解を持った上で対応することが重要となります。これは「地域ケア会議」や「サービス担当者会議」に似ていると考えると理解しやすいかもしれません。

【図表9 多機関連携における連携円滑化のコツ】

連携円滑化のコツ	解説					
	・ヤングケアラーがいる家庭を支援するにあたり、「どこの機関・					
	部署が主体となって調整を行うか」を決めておき、責任の所在					
ヤングケアラーが	を明確にします。					
いる家庭への支援	<主体の置き方>					
に関して主体とな	・ ヤングケアラーを最初に把握した機関・部署に主体を置く					
る機関・部署を設	・ヤングケアラーが支援する対象者(保護者等)を日頃から支援					
定する	している機関・部署に主体を置く					
	※ 主体となる部署を一つに固定せず、ケースによって主体となる					
	機関・部署を変えている方法もあります。					
	l fred					

例

- ・子どものケアは子どもと関わりの深い機関を中心に行い、ケアの対象者には行政サービスを利用する等、支援機関が連携して支援する。
- ・保護者と信頼関係が築けている機関が中心となって様々な機関とつなげる。
- ・児童福祉部門の社会福祉士を中心にケースを管理し、関係機関と役割分担をして支援する。
- ・虐待等につながるようなハイリスクなケースの場合は要保護児童対策地域協議会、子 どもに近い距離にいて早期発見・把握が必要なケースの場合は学校や教育委員会、支 援の引き出しが豊富に必要なケースの場合は地域包括支援センターや子育て世代包括 支援センターというように、ケースによって主体となる機関・部署を変える。

連携円滑化のコツ	解説			
	・多機関が連携する際に、機関を横断して情報を集約したり、サ			
	ービス利用を調整したり、機関同士の橋渡しができるコーディ			
連携の調整役を決	ネーターを配置する場合もあります。			
める	・何かしらの予算を設けてコーディネーターを新規に配置する方			
	法だけでなく、今ある体制の中で調整役を置く方法も考えられ			
	ます。			
例				

- ・スクールソーシャルワーカーが学校と地域福祉の橋渡し役となって連絡・訪問を行い、学校で行われる不登校や生徒指導関連の各種会議に出席している。
- ・精神的に不安定な母親の代わりに家事等を行う子どもがいる家庭のケース。関係機関 の連絡調整を教育委員会が担い、市の窓口で母親への支援を、学校で生徒への支援を 行った。
- ・児童家庭支援センターが中心となり支援の橋渡しや調整を担い、児童相談所の母親へ の指導、きょうだいの保育サービスを担う保育所やファミリー・サポート・センター

との連携を円滑に進めることができた。

- ・軽度認知症の父が生活困窮に陥るというケース。地域包括支援センターを中心にサービス調整を行い、要保護児童対策地域協議会担当が子どもとやり取りを行って安全確認を行った。
- ・難病を抱える母を介護する子どもがいる家庭のケース。基幹相談支援センター及び相談支援事業所の相談支援専門員が支援の中心となり、自宅訪問、各機関との連絡調整等を行い、子どもの介護負担を減らすための障害福祉サービスの導入、生活保護担当との情報共有・調整、その他必要に応じて病院、児童相談所等との支援会議や連絡調整を行った。

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」(令和4年3月)

9 課題の共有・支援計画の検討(ケース会議等)

高齢者介護分野の担当者が、ヤングケアラー支援の中心的な役割を果たすケースは、業務の性質上少ないと考えられます。しかし、ヤングケアラーの支援を検討する際、できる限りヤングケアラーを含む家族の状況を正確に把握しておくことが重要です。ですので、ヤングケアラーがいる世帯の問題点や、高齢者介護が与えるヤングケアラーの負担などの情報を適切に伝える必要があります。

たとえ、高齢者介護分野の担当者が提供できる情報がわずかであったり、直接、ヤングケアラーに関する情報でなくても、ヤングケアラーが通う学校や、家族を支援している担当者にとっては有益な情報であることも考えられます。そのため、高齢者介護分野の担当者が「必要でないかも」と思う情報であっても、共有することが重要です。これらの情報を共有するために、関係者間でのケース会議が開催される場合は、

積極的に参加を検討することが必要です。ただし、介護サービスの提供を受けている 高齢者本人や家族との関係性から参加することが難しい場合は情報提供だけにとどめ る場合もあるかもしれません。その場合は、関係機関担当者に適切に情報が伝わるよ うに、事前に他機関・他部署で把握できていることや検討されていることを確認し、 整理を行っておきましょう。

各機関や担当者、ヤングケアラー本人や家族から得た情報を基に、協議を行い支援 計画の作成を行います。その中で、高齢者介護分野の担当者として、「どのような役割 を担っているのか」、「具体的にどのような支援を行っていくのか」等を確認し、ヤン グケアラーがいる世帯の支援者として関わっていきます。

10 見守り・モニタリング

支援計画を検討し、計画に沿って各機関が支援を行いますが、仮にヤングケアラーのケア対象者に対して公的サービスを導入したり、サービス量を増やしたとしても、ケアを必要としている本人が施設入所等で分離できない場合は、こどもが担うケアがゼロになるということは現実的には考えにくいでしょう。また、実質的なケアを担っていない場合でも心身に負担が生じている場合もあります。そのため、各支援者が地域と連携をしながらヤングケアラーを気にかけ、必要に応じて声掛けをするなどの見守りが必要です。この見守りは、直接的にサービスを提供したり支援を行ってきた担

当者に限って行うものではなく、今まで関わってくることができなかった、民生・児童委員や近隣住民の方など、本人や家族の同意を得た上で、様々な人に行ってもらうことで、より効果的になります。高齢者介護分野の担当者においても、介護保険制度における「アセスメント」や「モニタリング」によって、定期的に対象者の居宅に訪問し、面談を行う機会があります。このことは、ヤングケアラーがいる世帯の支援にとって非常に重要な役割であると考えます。ですので、高齢者本人だけでなく、ヤングケアラーや家族の生活状況等にも気をつけるようにしましょう。

これは必ずしも支援対象となったヤングケアラーに限りません。前述の通り全てのヤングケアラーが支援を求めているとは限らず、また、家族に支援を拒まれてしまう場合もあります。現時点では支援を求めていない、もしくは支援につながらなかったとしても、必要な時にヤングケアラー本人や家族が相談できる、もしくは支援者が状況の変化に気づくことができるような体制、意識を持つことが望ましいでしょう。

付録

介護現場における「ヤングケアラー」早期発見チェックシート

	子ども・若者の様子や状況など
	いつも子どもが家にいる
	家にいる子どもが勉強している姿を見たことがない
	学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけたことがある
	表情が乏しい
	友達と遊んでいる姿をあまり見かけない
	スーパーなどで買い物している姿を頻繁に見かける
子	精神的な不安定さがある
ど	高齢者にケア等をしているときに常に傍にいる
も	きょうだいや家族のケアをしている姿を見かける
の	しっかりしすぎている
様	自分のことを話したがらない
子	家族の顔色をうかがっている
	極端に痩せている、痩せてきた
	極端に太っている、太ってきた
	家族のケアのために就労していない
	家族の生活のためにアルバイトをしている
	家族に関する不安や悩みを口にする
	将来に対する不安や悩みを口にする
	子どものケアをあてにしている
家	介護の話をするときに子どもを呼ぶ
族	訪問してもいつもいない
の	家族が介護に対して興味がない
様	いつも疲れている様子が見られる
子	仕事が忙しく余裕がない
,	通院・治療が必要な家族、障害を持つ家族がいる
	日本語が母語でない家族がいる
その他	介護に必要な手続きが遅れがち
	介護に必要な手続きを子どもがしている
	進学を希望していたが、進学していない
	訪問介護など家の中に入るサービスを入れたがらない

参考資料 厚生労働省作成 アセスメントシート

「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート

「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話な ③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか どを日常的に行っている子ども」のことをいいます。 ②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか 4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認 ①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている ④子ども本人がどうしたいと思っているか (想い・希望) □ 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしてい家族の介助をしている姿を見かけることがある□ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある □ 生活のために (家庭の事情により) 就職している 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける ③子どもらしく過ごせる権利 ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない □ 幼稚園や保育園に通園していない 年齢と比べて情緒的成熟度が高い → 端か: ヤングケアラーとは 1 無(:) □ 子どもだけの姿をよく見かける (その他の気になる点) □認識していない □認識している 口 話せていない □ 話せている いない 6/3 Ш 皿 自殺企図などの話などを聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます □ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったいこやおにきりを持ってくることが多い 卅 3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い 情緒的な支援とは精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、 ③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか 初回作成日 最終更新日 ②子ども自身がサポートに費やしている時間 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い - 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために 学校(部活合む)に必要なものを用意してもらえない クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりでいることが多い ①子どもがサポートしている相手 □ 家族全体 口祖父 □ 公親 2教育を受ける権利 修学旅行や宿泊行事等を欠席する □ 保健室で過ごしていることが多い 部活に入っていない、休みが多い 宿題や持ち物の忘れ物が多い 校納金が遅れる。未払い 高校に在籍していない 学力が低下している □ 欠席が多い、不登校 □ 遅刻や早退が多い (その他の気になる点) □ きょうだい □ その他(いない 日祖母 母親 S13 | 要対協登録 種別 身だしなみが整っていないことが多い(季節に合わない服装をしている) □ 生活能力・養育力が低い 金銭管理や事務手続き 通院や外出時の同行 □ 幼いきょうだいが多い□ 親が多忙 □ 給食時に過食傾向がみられる (何度もおかわりをする) ③子どもが行っている家族等へのサポートの内容 □ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない □ 経済的に苦しい 服薬管理·投与 ②サポートが必要な家族の有無とその状況 生活費の援助 1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか ①家族構成(同居している家族) その他 (□ その他 (その他 (口祖父 □ 公親 1)健康に生きる権利 2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認 家族に関する不安や悩みを口にしている 将来に対する不安や悩みを口にしている □ その他(極端に痩せている、痩せてきた 極端に太っている、太ってきた 精神疾患(疑い含む)がある 生活リズムが整っていない 予防接種を受けていない ~ □ 精神的な不安定さがある) □ 類 女 0. 子ども本人の基本情報 □ 通訳 (日本語·手話) (その他の気になる点) 表情が乏しい 田裍が多い 日本語が不自由 □ きわむの世話 情緒的な支援* □ 特にしていない 身体的な介護 まわだい(障害がある □ 特にいない 疾病がある 母 品世 年齡

					I	. 1
市	相談窓口名称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
町						
村						
名						
徳	徳島市地域包括	770-0847	徳島市幸町3	088-624-7775	088-624-6675	houkatsu@tokush
島	支援センター		丁目 77 番地			imacity-med.or.jp
市						
鳴	こども家庭セン	772-0003	鳴門市撫養町			kodomokatei@cit
門	ター		南浜東浜 24-	088-684-1095	088-684-1370	y.naruto.lg.jp
市			2			
小						kaigofukushi@cit
松	保健福祉部介護		小松島市横須			y.komatsushima.i
島	福祉課	773-8501	町1番1号	0885-32-3507	0885-35-0272	-tokushima.jp
市	шши		.1			tokusiiiia.jp
阿	保健福祉部福祉					
	事務所地域共生					
南		774 0501	阿南市富岡町	0004 04 0070	0004 00 1010	chikyo@anan.i-
市	推進課 阿南市	774-8501	トノ町 12-3	0884-24-8070	0884-22-1813	tokushima.jp
	地域まるごとサ					
	ポートセンター					
吉	こども未来局こ		吉野川市鴨島			kodomo@yoshino
野	ども家庭センタ	776-8611	町鴨島 115	0883-22-2267	0883-22-2245	gawa.i-
Л	_		番地 1			tokushima.jp
市			m·C 2			condominatiff
阿	阿波市地域包括		阿波市市場町			chikihokatsu@aw
波	支援センター	771-1695	切幡字古田	0883-36-6543	0883-26-6054	a.i-tokushima.jp
市	又仮センター		201-1			a.i-tokusnima.jp
美	* E + U 4 + V		美馬市穴吹町			1
馬	美馬市地域包括	777-8577	穴吹字九反地	0883-52-5613	0883-52-1197	kaigo@mima.i-
市	支援センター		5 番地			tokushima.jp
三			三好市池田町			kosodateshien@ci
好	環境福祉部子育	778-0002	シンマチ	0883-72-7648	0883-72-7666	ty.tokushima-
市	て支援課		1474 番地			miyoshi.lg.jp
11*			- · · · · · · · · · · ·) 00B.JP

			T		T	1
市	相談窓口名称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
町						
村						
名						
勝	勝浦町役場福		勝浦郡勝浦		0885-42-	fukusi@town.kats
浦	社課	771-4395	町大字久国	0885-42-1502	3028	uura.i-
町	江山水		字久保田3		0020	tokushima.jp
上	上勝町地域包		勝浦郡上勝			
勝	括支援センタ	771-4505	町大字正木	0885-44-5112	0885-44-	peter@kenshokai.
町	旧文版ピング	771-4303	字西浦 111	0003-44-3112	5113	group
			番地 7			
佐						
那			名東郡佐那		088-679-	kenfuku@sanagoc
河	健康福祉課	771-4101	河内村下字	088-679-2971	2125	hi.i-tokushima.jp
内			西ノハナ 31		2123	III.1-tokusiiiiia.jp
村						
石			名西郡石井		088-674-	tyoujushakai@ishii
井	長寿社会課	779-3295	町高川原字	088-674-6111	2030	
町			高川原 121-1		2030	.i-tokushima.jp
神			名西郡神山			kenkoufukushi@k
山	はまたが、無	771 2205	町神領字本	000 676 1114	088-676-	
町	健康福祉課	771-3395	野間 100 番	088-676-1114	1100	amiyama.i-
			地			tokushima.jp
那			那賀郡那賀			
賀	すこやか子育	771 5005	町和食郷字	0004 (0.1150	0884-62-	kosodate@naka.i-
町	て課	771-5295	南川 104 番	0884-62-1150	0214	tokushima.jp
			地 1			
牟			海部郡牟岐		0004.50	
岐	住民福祉課	775-8570	町大字中村	0884-72-3416	0884-72-	mugijyuufuku@m
町			字本村 7-4		2716	ugi.i-tokushima.jp
美	美波町地域包		海部郡美波		0004.5-	
波	括支援センタ	779-2305	町奥河内字	0884-77-1171	0884-77-	hokatsu@minami.i
町	_		井ノ上 13-2		1161	-tokushima.jp
海	子どもあゆみ	775-0395	海部郡海陽	0884-73-4313	0884-73-	kodomokatei@kai
陽	保健課		町奥浦字新		3880	yo-town.jp
町			町 44 番地			
					<u> </u>	1

		ı	T	T	T	1
市	相談窓口名称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	メールアドレス
町						
村						
名						
	子ども家庭支援			088-678-2926		fukushi@matsushi
松	室		板野郡松茂	000-070-2720		ge.i-tokushima.jp
茂	長寿社会課	771-	町広島字東	088-699-2190	088-699-2141	chouju@matsushi
町		0295	裏 30 番地	000-099-2190	000-099-2141	ge.i-tokushima.jp
ш1	松茂町地域包括		表 30 街地	088-683-4566		
	支援センター			000-003-4300		
北			板野郡北島			
島	北島町子育て支	771-	町新喜来字			kosodate@kitajim
町	援施設 Koti	0285	南古田 61	088-678-6161	088-678-6166	a.i-tokushima.jp
			番地 1			
藍			板野郡藍住			
住	 藍住町地域包括	771-	町奥野字矢			
町	支援センター	1292	上前 52 番	088-637-3175	088-637-3312	
			地 1			
			板野郡板野			fukushi@town-
	福祉保健課	779-	町吹田字町	088-672-5986	088-672-2533	itano.i-
板		0192	南 22-2			tokushima.jp
野			板野郡板野			tiikihoukatsu@tow
町	板野町地域包括	779-	町大寺字亀	088-672-1026	088-672-7127	n-itano.i-
	支援センター	0105	山西 169-5			tokushima.jp
上			板野郡上板			kamiita_houkatsu_
板	上板町地域包括	771-	町西分字橋	088-694-5597	088-694-5709	1@kamiita.i-
町	支援センタ-	1330	西 1-11			tokushima.jp
つ			美馬郡つる			
る		779-	ぎ町貞光字			hoken@tsurugi.i-
ぎ	長寿介護課	4195	東浦1番地	0883-62-3111	0883-55-1051	tokushima.jp
町			3			,,,
東						
み			三好郡東み			fukushi01@higash
よ	福祉課	779-	よし町加茂	0883-82-6306	0883-82-6307	imiyoshi.i-
し	IM III.IV	4795	3360 番地	0000 02 0000	3300 02 0001	tokushima.jp
町			0000 田 ² 匹			токионина.,,р
1						

引用・参考文献

- ・有限責任監査法人トーマツ、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュ アル~ケアを担う子どもを地域で支えるために~、令和4年3月
- ・東京都、ヤングケアラー支援マニュアル、令和5年3月
- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書、令和3年3月
- ・有限責任監査法人トーマツ、多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に 関する調査研究報告書、令和4年3月
- ・厚生労働省、ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書、令和2年3月

本マニュアルは、徳島県からの委託を受け、

一般社団法人 徳島県介護支援専門員協会が作成しています。